

外国為替レート参照型円定期預金〈仕組み預金〉「円活」預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、外国為替レート参照型円定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）および本預金の募集期間にかかる取引に適用されます。

第2条（商品性）

1. 本預金は、円で元本をお預けいただく預金ですが、判定日の為替レートが特約レートより円高になった場合に、元本が相対通貨（外貨）に交換されて払い戻される特約がついています。相対通貨は当行が別に定める通貨とします。
2. 判定日の為替レートが特約レートと同値または特約レートより円安になった場合、基準金利が適用されます。判定日の為替レートが特約レートよりも円高になった場合は、基準金利にプレミアム金利が追加された金利が適用されます。
3. 本預金の商品性については、本規定のほか、当行所定の契約締結前交付書面（商品説明書）をよくお読みください。

第3条（自己責任の原則）

本預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任においてお申し込みください。

第4条（預金への預け入れ）

本預金は預け入れの都度、当行所定の方法によりお申し込みください。預け入れの可否については、当行の判断によるものとします。

第5条（預り口）

本預金をお申し込みいただき預け入れを受けてから設定日までの間の預金は、当行所定の預り口にてお預かりします。

第6条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1円単位とします。

第7条（預入期間・満期日）

本預金の預入期間および満期日は当行が別に定めるものとします。

第8条（基準レート・特約レート）

1. 本規定において基準レートとは、設定日の東京時間10時に市場実勢相場を参照し当行が定める、預入通貨と相対通貨間の為替レートをいいます。
2. 本規定において特約レートとは、本預金の元本が相対通貨（外貨）に交換されて払い戻されるかを判定するレートをいい、募集時に基準レートとの差を円単位で発表します。

第9条（預金元本の支払い）

本預金の元本は、判定日（原則、満期日の5営業日前をいいます。）の東京時間15時に市場実勢相場を参照し当行が定める為替レートが、特約レートと同値または特約レートよりも円安になった場合は、満期日にスターワン円普通預金口座に振替入金され、判定日の為替レートが特約レートより円高になった場合は、基準レートにて円貨から相対通貨に交換され相対通貨と同一通貨のスターワン外貨普

通預金に振替入金されます。自動継続の扱いはありません。

第10条（利息）

1. 預り口の利息は、当行所定の金利が適用されるものとします。
2. 設定日から満期日までの利息については、以下のとおり決定され、支払われるものとします。
 - (1) 利息は満期日に一括して支払われるものとします。
 - (2) 判定日の為替レートが、特約レートと同値または特約レートよりも円安になった場合は、本預金募集時に当行が定めた基準金利を約定利率として適用します。
 - (3) 判定日の為替レートが、特約レートより円高になった場合は、本預金募集時に当行が定めた基準金利にプレミアム金利を加算した金利を約定利率として適用します。
3. 本預金の元本の払戻通貨の種類にかかわらず、利息の支払通貨は円となります。
4. 本預金の利息は、単利計算とします。
5. 付利単位は1円単位とし、1年を365日とする日割り計算とします。

なお、割り算は最後に行います。

第11条（利息の支払方法）

1. 預り口の利息については、設定日にスターワン円普通預金に入金する方法により支払います。
2. 第10条2項により決定された本預金の利息は、満期日にスターワン円普通預金に入金する方法により支払います。

第12条（中途解約）

1. 本預金は次の各号の事由が生じ、かつ当行がやむを得ないものと認めたときを除き、満期日前の中途解約ができません（第5条に基づき預り口に預け入れされている期間を含みます。）。
 - (1) 預金者につき相続の開始があったとき。
 - (2) 預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
 - (3) 預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
 - (4) 前記(1)から(3)までのほか、本預金の中途解約を当行がやむを得ないものと認めたとき。
2. 前項(1)から(4)までのいずれかにより本預金を中途解約する場合、利息は付されません。また、中途解約に伴い発生するデリバティブ取引の解約による清算金を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金とします。そのため、中途解約の際には、違約金を、払い戻す預入元本から差し引きます。

第13条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第14条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。ま

た、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上